

弁護士通信 第6号

東京都台東区上野 3-28-4 スカイハイツ 504号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団

通信責任者

弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

目次	1	弁護団から
	2-4	避難者訴訟 原告意見陳述
	4-6	いわき訴訟 原告意見陳述
	6	みなさまへのお願い ～法廷に御参加ください～

■ 弁護団から

◇法廷での弁論がはじまりました

みなさま、暑い夏が過ぎ、寒い季節が間近に聞こえるようになりました。いかがお過ごしでしょうか。

事故から2年半、一向に進まぬ賠償に心を痛めておられる方も多いかと存じます。弁護団としても全力を挙げて東電と交渉を進めていますが、東電は残念ながら政府の示した中間指針を大幅に超える水準の賠償に応じません。

そこで弁護団は、訴訟提起をして裁判の場で福島

◇各訴訟の内容と今後の動き

「**避難者訴訟**」は、福島第一原発周辺の地域から避難を余儀なくされた避難者のみなさんが、主に帰れなくなった自宅の賠償と、避難及びふるさとを喪失したことの苦しみについての慰謝料の支払いを東電に対し求める訴訟です。昨年12月3日に第1次訴訟を提起、今年の7月17日に第2次訴訟を提起しました。第1次訴訟の原告は39名、第2次訴訟の原告は178名です。

「**元の生活をかせせ・いわき訴訟**」は、事故当時及び現在いわき市に居住するいわき市民が、低線量被ばくによって地域の元の生活を奪われたこと及び事故直後の混乱期の苦しみについて、東電及び国に対し慰謝料の支払いを求め、もって、健康維持を図る施策の実現などを目指す訴訟です。第1次訴訟の原告は原告822名で、11月21日には第2次提訴を行う予定です。

両訴訟は、ほぼ一ヶ月交代で裁判の日があり、避難者訴訟は来年12月まで、いわき訴訟は、来年6

第一原発事故とそれによって発生した被害の実態、東電や国の責任について追及する方針で訴訟を行っています。

弁護団の担当する訴訟は、大きく言って2つ。

「**避難者訴訟**」と、

「**元の生活をかせせ・いわき訴訟**」です。

今年9月19日、「いわき訴訟」が、10月2日に「避難者訴訟」が、それぞれ第1回裁判を開きました。

月までの予定が既に入っています。来年の2月ころまでは、お互いの言い分を述べ合う書面を提出し、春以降は、証人尋問を行う予定です。これは、本件に関する事実を知る人にたくさん話して頂く機会であり、皆さん方被害者にも被害をお話しいただく予定です。

来年の2月までの裁判では、「意見陳述」といって、裁判の日、裁判所で、裁判官たちに向かって、自分の被害を話して頂くことを予定しています。9月19日の「いわき訴訟」の第1回期日では、伊東達也原告団長をはじめ原告4名が、10月2日の「避難者訴訟」では、早川篤雄原告団長、金井直子原告団事務局長の2名に、それぞれ意見陳述していただきました。いずれも、胸を打つ感動的なお話しでした。

このニュースでは、その中から、「避難者訴訟」原告の金井直子さん（原告団事務局長）の意見陳述の原稿、「いわき訴訟」の原告のお一人の意見陳述の原稿のそれぞれ一部を紹介させていただきます。

■ 避難者訴訟 原告意見陳述

原告（原告団事務局長） 金井直子

1 事故前の檜葉での暮らし

私達家族は、東日本大震災、原発事故の起こった平成23年3月11日当時、双葉郡檜葉町に自宅を構え、暮らしてきた者です。

檜葉町へは、平成8年3月に埼玉県所沢市から移り住んできました。

二人の息子達も檜葉町の豊かな自然の中で育ちました。人口1万人足らずの檜葉町は小学校が2校、中学校が1校しかありません。ここで生まれて育った子供達は全員同級生や幼なじみとしての意識が強く、それは大人になっても地元を大切に作る気持ちをはぐくみます。地域のコミュニティを形成することに欠かせない本当に大事なつながりです。

移住して10年目の平成18年3月には、念願の我が家も新築し、檜葉町が私達家族のふるさとなりました。私たちは、多くの地域の方々とのつながりを大切にして生活してきました。

2 原発事故と避難生活

しかし、それから5年後の平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、それに伴う原発事故は、私たちの暮らしを根こそぎ奪いました。

私達檜葉町からの避難住民は、3月12日の時点で自治体の広報無線で「住民の皆様にお知らせします。昨日の地震により原子力発電所でトラブルが発生いたしました。住民の皆様は自家用車がある方は出来るだけ乗り合わせて、国道を通り南に向かいいわき市草野公民館、平第6小学校に避難して下さい。」とだけ連絡が入りました。私は、ただならぬ事態が起こったと感じましたが、原発のトラブルという意味がとっさに理解できず、冷静に危険だと思う危機感も考える余裕はありませんでした。

一番心配したのは、福島第1原発からわずか3キロの大熊町に住む母のことでした。一度は



母を迎えに行こうとも考えましたが北側に向かう道路はもう通行も出来ず、断腸の思いでいわき市に向かったのです。何処に誰がいつどのように避難したか、当時は正確に知る方法もなく、みな着の身着のままで必死に避難したのです。

3 避難生活の苦痛

私達家族は、2か所の小学校体育館と教室と避難所を転々としてきました。まだ小雪がちらつく3月、寒さと不安と恐怖が一気に押し寄せました。田村市に避難した母とともに、借上げ住宅の措置が決定する前に今の住まいに移動しました。と言うのは、高齢で持病もある母が寒い避難所では体力が持たないだろうということが大きな理由でした。ところが、実の親子でも、いきなり狭い借上げ住宅に移ってからの避難生活はお互いにストレスがたまり続け些細なことで母と私はケンカも起こるようになりました。その上、家族で私だけが原発事故避難で勤務先が閉鎖になり解雇され、失業した喪失感や今後の生活をどうしたら良いのかと悩む不安感でますますストレスが増大して行きました。反面、高齢の母に優しく出来ない自分自身を毎日のように責めて自己嫌悪に陥りました。

元気だった伯母は息子の家から南相馬市の娘の家に移ったところから体調を崩し始め、平成2

4年の9月には亡くなってしまいました。伯母が亡くなる前に妹である私の母に宛てたハガキには「大熊町で野菜や花を育てて楽しく暮らしていた頃が一番幸せでしたね。また大熊町に帰りたいです。」と書いてありました。母はショックで伯母の死をなかなか受け入れることが出来ませんでした。原発事故による避難さえなければ、伯母がこんなに早く死ぬことはなかったと思っています。

大熊町に住んでいた叔父は、田んぼや畑仕事をなんでもこなし、大型バイクも乗りこなすような豪快な人でした。しかし、事故後は、いわき市の4畳半2間の仮設住宅に叔母と二人で住み、昨年からは認知症の症状と体力の衰えが急激に進み、とうとう寝たきりになってしまいました。私は大変ショックを受けました。

事故による避難生活が無ければ、決してこんな事にはならなかったと確信しています。母はまた姉に続き弟も失うのではないかと日々不安にさいなまれています。

4 荒れ果てた土地

私の家は、檜葉町の中心地からもほど近い高台にあります。たとえ大きな損傷が無くても締め切った部屋のかび臭い湿った臭いや虫の発生は防げません。避難区域にあるほとんどの家は、ねずみなどの動物に部屋を荒らされ、庭も雑草だらけになって、元通りにすることは容易ではありません。家の冷蔵庫などに貼られたカレンダーは平成23年3月のままで、まさに、家の中は時間が止まったままです。

町の風景も一変してしまいました。劣化していく建物や、荒れ放題の田畑を見るのも心が痛みます。それだけでなく、自宅近くの自然豊かな公園に、除染作業員用の宿舎がものすごい数で乱立し、町のあちこちには除染作業で出た放射性廃棄物が入った黒いフレコンバックが山積みされています。私はこの風景を見るのも辛い。

大熊町には、平成12年に他界した私の父の墓があります。事故の後も、墓石は倒れ雑草に埋もれたままです。しかし、あまりにも放射線量が高すぎて、どうすることもできません。母も嘆き悲しみ、私も父に申し訳ない思いでいっぱいです。

5 東京電力に問いたいこと

もし本当に世の中に正義があるならば、私は東京電力に問いたいと思います。なぜ多くの住民が今なお辛く苦しい先の見えない日々を過ごしているのか。地域コミュニティを破壊したのは誰なのか。古里が大好きだった若者から、そこに戻ることを奪ったのは誰なのか。若い家族に自然豊かな場所での子育てを断念させたのは誰なのか。働き盛りの人々から仕事を奪い、理不尽な退職や転勤を余儀なくさせたのは誰なのか。先祖代々守り続け受け継がれた土地を汚し、そこに住むことを奪ったのは誰なのか。一生懸命働いてやっと建てた夢のマイホームを奪ったのは誰なのか。長引く避難生活で雨漏りし屋根が落ちカビが生え、ネズミが住みつき糞尿まみれになった家にしてしまったのは誰なのか。慣れ親しんだ土地からやむを得ず避難し見知らぬ土地で仕事を探すことになったのは誰のせいなのか。転校先で「放射能が移る」といじめられ、学校に行けなくなって苦しんでいる子ども達から笑顔を奪ったのは誰なのか。なぜ私の伯母は亡くなってしまったのか。叔父は寝たきりになったのか。なぜ母は大熊町の自宅を追い出されたのか。なぜ父のお墓は無残に放置されているのか。

東京電力の方々に言いたい。私達住民は何か悪いことをしたのですか。穏やかに暮らしていた人の命までを縮め、基本的な人権や生活権までも奪われるような仕打ちをなぜ受けなければならないのですか。なぜ、一部の心無い人から、「避難民」「双葉郡民」などと揶揄されるなどの

誹謗中傷も受けなければいけないのですか。

私たちは、安全ですから事故は起きませんと言われ、多くの人々がそれを信じて穏やかに暮らしてきたのです。それが、今回事故が起きて、それも取り返しのつかない事故を起こし、今なお収束などしていない。それどころか対応の遅れや場当たりの応急処置のために次から次へと状況は悪くなっている。事故は続いている。

それにもかかわらず、東京電力は、原賠法を逆手にとって、「無過失責任なのだから、東電に過失があったと認めているわけではない。」などと主張し、因果関係が無くなったなどといって、賠償をどんどん打ち切っています。

私たちは、地域でのくらし、地域のコミュニティそのもの、古里そのものを失い、現在も原発事故からの避難生活を続けているのですよ。それなのに、なぜ加害者側が損害賠償の額や期間を勝手に決めるのですか。原賠審による中間

指針を盾に、「最低基準」以上の賠償はしないというのですか。そのような態度は直ちに改めて下さい。

6 おわりに

この2年半、私達にとっては長い長い月日です。今でも夢なら早く覚めてほしいと願っています。どこにも身の置き所がありません。毎日が落ち着きません。いつまでこんな状態が続くのでしょうか。とてもやり切れません。それがあがために私達がどんなに不安で不満で理不尽な思いをしているか、避難者の立場に立って親身に考えて下さい。私達は、以前のような当たり前の日常を取り戻したいのです。私達は一日も早く生活再建をして「避難民」から脱却し、以前のような当たり前の日常を取り戻したいだけなのです。

以上

■ いわき訴訟 原告意見陳述

原告 Sさん



1. 私は、3人の子どもの持つ母親です。震災当時、長男は11歳、長女は2歳、そして次女の出産予定日は、まさに震災当日である平成23年3月11日でした。震災後、唯一開いていた小名浜の産婦人科で、余震が続く中、予定日より2日遅れて3月13日に次女は生まれまし

た。翌14日、強い余震があり、津波の恐れもあったことから、生まれたばかりの次女を抱きながら病院の裏側の高台まで歩いて逃げました。当時は、原発が爆発しているとか、いわき方面にも放射性物質が来ているような情報はありませんでした。しかし、実際にはいわき方面にも放射性物質が飛んできていたのです。そのような中を、生まれたばかりの子どもを外に出して歩いてしまったことについて後悔し、将来何か影響があるのではないかと、今も不安が消えません。

2. 通常、出産に伴う入院は最低でも5日ですが、原発事故後、物資は全く入って来なくなり、いわき市では市民のほとんどの人が放射能を恐れて自主避難をしていたことから、私も、産後2日目の14日の午後に急遽退院せざるを得ま

せんでした。

3. 退院したものの、ガソリン、ミルク、おむつなどの物資は、ほとんどいわき市には入ってきませんでした。このままいわきにいて大丈夫なのか不安になりました。3月15日の朝、遠くから爆発音が聞こえました。私は、原発が再び爆発したことを確信し、家族に避難することを強く提案しました。そして、一家5人で栃木県鹿沼市の親戚宅に避難することになりました。生まれたばかりの子どもを抱きながら、まだ、十分産後の疲れが取れない状態の中で、避難をせざるを得ませんでした。子ども達を放射能から守るため、子どもたちをバスタオルで包みながら車に乗せ、軽自動車に親子5人すし詰め状態で乗って逃げたのです。私は、産後のパジャマ姿のまま逃げたのです。当時、お湯も無く、ミルクを作ることも出来ませんでした。事故のショックで母乳の出も悪く、生まれたばかりの子にどうやって栄養を与えるか悩みました。また、生まれたばかりの子を、長い時間車に乗せていいのかという不安でいっぱいになりながら逃げたのです。原発の爆発で放射線被曝への恐怖と不安で押し潰されそうになりながら逃げました。道路はたくさんの避難者でパンク状態で、ゆれも激しく、車はガス欠になったり大変でしたが、何とか4時間かけて鹿沼までたどり着くことが出来ました。未来ある子どもたちのことを必死になって守ることを考えて行動しました。
4. 親戚宅に避難しましたが、生まれたばかりの子は、2時間おきに泣き、親戚に迷惑をかけてしまいます。いつも「お願い、今は泣かないで」という肩身の狭い思いで過ごしていたのです。私は、子どもを生んだばかりで、先にお風呂に入るとお湯を汚してしまいます。親戚宅でお風呂に入ることも遠慮せざるを得ませんでした。鹿沼の親戚宅は大家族であり、しかも夫の妹

宅ですので、夫が仕事で出かけ一人になると精神的に厳しいものを感じました。

5. 親戚宅で、長期間避難生活を送ることに限界があり、心配はありましたが、長男の新たな中学校生活、思春期という難しい時期に、環境を変えて良いものかと考え、悩みに悩んだ末、4月20日にいわきに帰ることを決断しました。当時、長女は2歳であり、生まれたばかりの次女もいます。帰ることは本当に不安でした。私達家族にとって人生最大の苦渋の決断でした。
6. 今、一番心配なのは子供達のことです。長女、次女については、「福島の子は嫁にもらいな」と言われぬか心配です。健康な赤ちゃんを産むことが出来るのか、などとても心配しています。子供が風邪で喉を腫らしたときや、鼻血が出たときは放射線の影響ではないだろうか心配になります。
7. 子供達に食べさせるものは、申し訳ないのですが、いわき産、福島産は避けています。本当は、地元の農家の人が一生懸命作ったものですので食べさせたいのですが、国の検査も信用できず、子供に食べさせていません。お水についても、本当は買って来たものを使いたいのですが、お金もかかりますので今は水道水を使っています。
8. 子供達は外でいっぱい遊びたいと思います。いわきの中でも緑のあるところでは数値が高いのですが、中々ダメとも言えません。子供の心身を考えると遊ばせない訳にもいかず、なるべく県外へ連れて行って遊ばせるようにしています。保育園でも除染が終了するまでは、外遊びの制限がされていました。発達段階でこのような状況に置かれた子供達に何らかの影響がないかとても心配しています。
9. いわき市に戻ってきて、時間が経つにつれ、周囲は一見落ち着きを取り戻している様に見

えます。しかし、実際周囲の友人らと話してみると、「放射性物質のことを毎日気にしては生活できないから、あえて気にしないようにしている。」と言います。放射性物質は実際に拡散し、存在しているのに、私たちは、気にしないように自分達を言い聞かせなければならないのです。このような状態が続くと、原発事故の被害が風化させられてしまうのではないかと悩んでいます。

10. 今、色々なことをあきらめるしかない状態にあります。水や遊び場、住む場所などをあきらめないと前に進めないのです。しかし、どうしてもあきらめきれない部分もあります。それは子ども達の健康のことです。子どもたちが成長

し、原発事故の影響で、万一、健康に影響が生じて、国と東電は、「因果関係がない」などと言って被害を認めないでしょう。立証が難しいゆえに、言い逃れをすることでしょう。子ども達の定期的な健康管理、定期的な健康診断をしてほしいのです。子ども達の健康を守るような医療機関を作ってほしいのです。お金の問題ではないのです。誠意をもってそれを継続して続けてほしいのです。

11. 私達の日常を一変させてしまい、子ども達からこのいわきの豊かな環境と自然を奪ってしまったことの責任の重さを、国と東電に分かってほしいと思います。

みなさまへのお願い ～法廷に御参加ください～

右にあるように、2つの訴訟は、既に来年まで多くの日程が決まっています。

法廷には、原告席、被告席、裁判官席のほか、裁判を見学する傍聴席があります。

裁判官にとって、何より怖いのは「傍聴」です。「傍聴席から見られている」ということが、審理に緊張感を与え、いい加減な判断を許さない、基礎的な力になっていきます。

多くの原告の皆さんが、傍聴に参加することをお願いします。

2つの訴訟を担当する福島地裁いわき支部は、一番大きな法廷でも原告席も20名分、傍聴席も30名分しか席がなく、2つの訴訟はいずれも原告の人数、弁護団の代理人の人数だけでいっても到底席数は足りず、座る人を決めるための抽選が行われています。残念ながら傍聴に参加できなかった場合でも、法廷外で弁護団が法廷で何が行われているかについて説明する集まりを同時並行で行います。

みなさんの傍聴参加、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

各訴訟の今後の日程

2013年

11月 21日	◁	いわき訴訟 (午後2時)
27日	◀	避難者訴訟 (午後2時)

2014年

1月 23日	◁	いわき訴訟 (午後2時)
2月 5日	◀	避難者訴訟 (午後2時)
3月 19日	◁	いわき訴訟
4月 16日	◀	避難者訴訟 (終日)
5月 21日	◁	いわき訴訟
6月 18日	◀	避難者訴訟 (終日)
7月 23日	◁	いわき訴訟
8月 27日	◀	避難者訴訟 (終日)
10月 22日	◀	避難者訴訟 (終日)
12月 17日	◀	避難者訴訟 (終日)